

# 大垣市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 専用水道（第2条―第9条）
- 第3章 簡易専用水道（第10条―第12条）
- 第4章 監督（第13条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条・第17条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務の適正かつ円滑な処理を図るため、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 専用水道

#### （確認申請）

第2条 法第32条の規定により、専用水道の布設工事をしようとする者は、専用水道敷設工事設計確認申請書（第1号様式）に法第33条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第33条第5項の規定により、市長は、前項の申請書の内容を審査し、必要に応じ調査を行い、水道水源環境調査票（第2号様式）を作成し、施設基準に適合することを確認したときは、確認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （給水開始前届）

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、給水開始前届（第4号様式）に水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（第5号様式）を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

#### （確認申請記載事項変更届）

第4条 法第33条第3項の規定により、専用水道の設置者は、前条の給水開始前届を提出する前に第2条の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに専用水道確認申請書記載事項変更届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

#### （専用水道届出書）

第5条 給水人口の増加等により新たに専用水道となった水道の設置者は、専用水道とな

った日から起算して30日以内に専用水道届出書(第7号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(専用水道変更届)

第6条 専用水道の設置者は、第2条第1項、第4条及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更(第4条に規定する届出を行う場合を除く。)並びに添付書類等の変更(水道施設の軽微な構造変更に限る。)をしようとするときは、専用水道変更届(第8号様式)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届(第9号様式)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道技術管理者選任(変更)届)

第8条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を選任し、又は変更したときは、水道技術管理者選任(変更)届(第10号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(業務の委託)

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、委託水道業務届(第11号様式)に必要書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

### 第3章 簡易専用水道

(設置届)

第10条 簡易専用水道の設置者は、給水開始後30日以内に簡易専用水道設置届(第12号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(変更届)

第11条 簡易専用水道の設置者は、前条に規定する設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(第13号様式)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第12条 簡易専用水道の設置者は、給水開始後において簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(第14号様式)により市長に届け出なければならない。

### 第4章 監督

(立入検査及び通知)

第13条 市長は、当該職員に法第39条第2項及び第3項の規定により立入検査を実施させたときは、その検査結果を水道立入検査結果等通知書(第15号様式)により設置者に通知するものとする。

(改善の指示等)

第14条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者に弁明の機会を与え、その改善等に必要な期間を設けるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第36条に規定する指示等を受けたときは、当該事項についての改善実施計画書(第16号様式)を指定の日までに市長に提出し、及び改善が完了したときは、改善完了報告書(第17号様式)を改善が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(給水停止命令)

第15条 市長は、専用水道又は簡易専用水道の設置者が改善の指示に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、その指示にかかる事項を履行するまでの間、給水の停止を命ずるものとする。設置者が、水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により給水の停止を命じようとするときは設置者に弁明の機会を与えるとともに、給水の停止を命じたときは、給水停止命令書(第18号様式)により設置者に通知するものとする。

## 第5章 雑則

(事故発生時の措置)

第16条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故、水道施設災害等が発生し、人の健康を害し、又は害する恐れが生じたときは、直ちに水質異常・断減水等事故報告書(第19号様式)により市長に報告するとともに、応急措置等を適切に講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要に応じ当該職員にその原因を調査させるとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。